県内国公立学校用

【お知らせ】奨学のための給付金について

愛媛県教育委員会高校教育課

愛媛県では、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、次の要件を満たす高等学校等（高等学校、中等教育学校後期課程、高等専門学校（１～３年生）、専修学校高等課程等（特別支援学校高等部を除く））の生徒の保護者等に対し、「奨学のための給付金（返済不要、申請必要）」を支給します。

本給付金は、保護者等が在住する都道府県において支給することとなりますので、愛媛県外に在住の方は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

１　支給要件（基準日（原則７月１日）に次の要件を全て満たすこと）

（１）保護者等が愛媛県内に住所を有している

（２）アもしくはイに該当する世帯である

ア　保護者等全員の令和５年度（令和４年分）所得に係る道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税の世帯（生活保護受給世帯を含む）

イ　家計が急変し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯に相当すると認められる世帯（※詳細は「３　家計急変世帯への支援について」参照）

（３）平成 26 年４月１日以降に高等学校等に入学した生徒で、基準日に在学している

※　基準日に休学している場合は支給対象外です。

基準日：原則７月１日
秋入学等７月以降に入学する場合は入学日
７月２日以降の家計急変の場合は「申請日の属する月の翌月初日（申請日が月の初日の場合はその日）」

２　支給額（対象生徒一人あたりの額）

世　帯　区　分	国公立			
	通信制以外		通信制	
	年額	4～6 月分	年額	4～6 月分
		7～3 月分		7～3 月分
生活保護（生業扶助）受給世帯	32, 300 円	8, 075 円	32, 300 円	8, 075 円
		24, 225 円		24, 225 円
道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額が非課税の世帯の第１子（生活保護〔生業扶助〕非受給世帯）※ 家計急変により非課税に相当すると認められる世帯も含む	117, 100 円	29, 275 円	50, 500 円	12, 625 円
		87, 825 円		37, 875 円
15 歳以上（中学生を除く）23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の第 2 子以降	143, 700 円	35, 925 円	50, 500 円	12, 625 円
		107, 775 円		37, 875 円

※　給付回数は高校生等１人につき年１回・通算３回（定時制・通信制の場合は４回）が上限です。ただし、高等学校等就学支援事業費補助金（学び直しへの支援）対象者である場合、上記回数に加えて１回（定時制・通信制の場合は最大２回まで）給付を受けることができます。なお、前倒し給付により４～６月分と７～３月分を分けて受給した場合はあわせて１回とカウントしますが、４～６月分の前倒し給付のみを受けて７～３月分の給付を受けなかった場合も１回とみなします。

※　４～６月分の前倒し給付を受けた者の７～３月分の額は、年額から前倒し給付の額を差し引いた額となります。ただし、前倒し給付の額が７月１日現在の状況に応じた支給額の年額を上回る場合は、前倒し給付の額が年額となります。

（例）４月１日現在：非課税世帯第２子（通信制以外）　→　７月１日現在：生活保護の場合
前倒し給付額 35,925 円＞生活保護世帯年額 32,300 円のため、35,925 円が年額となる。

※　７月２日以降に家計が急変した場合の給付額は、年額の 12 分の１の額に、申請日の属する月の翌月（その日が月の初日の場合はその日の属する月）から３月までの月数を乗じて得た額となります。

（例）９月 14 日に家計急変の申請を行った、第２子の場合
143,700 円÷12 月×６月（10 月～翌年３月分）＝ 71,850 円

３　家計急変世帯への支援について

給付金の支給対象外の世帯で、失職や倒産等の事由により保護者等の収入が激減し、保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が非課税である世帯に相当すると認められる場合に、給付金の支給を申請することができます。

＜ポイント＞
○　令和４年１月以降、保護者等の失職、倒産、死亡、離婚等の事由により、世帯の収入が激減し、申請時においてもその状況が継続している。
○　申請月以降の世帯年収見込額が道府県民税所得割及び市町村民税所得割非課税世帯に相当している。

家計急変の発生時期	７月１日まで	７月２日以降
基準日	７月１日	申請日の属する月の翌月初日 ※申請日が月の初日の場合はその日
給付額	年額 ※ 前倒し給付を受けた新入生は７～３月分相当額 ※ 期日（９月２日）を過ぎて申請した場合は右記に準じて算定した額	年額の12分の１の額に申請日の属する月の翌月（申請日が月の初日の場合はその月）から３月までの月数を乗じて得た額（円未満切捨）

４　提出期限及び支給時期等

申請者の数や申請書類の状況によって、支給時期が前後する可能性がありますのでご了承ください。

≪通常申請（上記１（２）ア）≫
提出期限：令和５年８月１８日（金）
提出先　：松山商業高等学校　事務室
支給時期：１１月頃予定（申請時に指定した口座へ振込）

≪家計急変に係る申請（上記１（２）イ）≫
提出期限：随時　※学校によって期日が異なりますので、在籍校へお問い合わせください。
提出先　：松山商業高等学校　事務室
支給時期：申請から１～２か月後（申請時に指定した口座へ振込）

5　申請方法（在籍する学校を通じて申請）

世帯区分に応じた必要書類を在籍する学校へ提出期限までに提出してください。

世帯区分	提出書類
生活保護（生業扶助）受給世帯	（1）奨学のための給付金に係る提出書類等確認票（両面印刷） （2）高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号の1） ・支給申請書（両面印刷） ・給付金振込先について（注1） （3）申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、写し可）（注2） （4）生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書（様式第4号）（注3）
道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額非課税世帯 （生活保護〔生業扶助〕非受給世帯）	（1）奨学のための給付金に係る提出書類等確認票（両面印刷） （2）高校生等奨学給付金支給申請書（様式第1号の1） ・支給申請書（両面印刷） ・給付金振込先について（注1） （3）申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、写し可）（注2） （4）個人番号カード（写）等貼付台紙または課税証明書等（写し可）（注4） （5）扶養誓約書（様式第3号）（注5） ※15 歳以上（中学生を除く）23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合
令和4年1月以降に家計が急変したことにより世帯収入が道府県民税所得割及び市町村民税所得割合算額非課税世帯に相当することとなった世帯	（1）奨学のための給付金に係る提出書類等確認票（両面印刷） （2）高校生等奨学給付金（家計急変）支給申請書（様式第1号の2） ・支給申請書（両面印刷） ・給付金振込先について（注1） （3）申請者の属する世帯の住民票（続柄あり、写し可）（注2） （4）奨学のための給付金に係る家計急変の状況確認票 （5）保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（注6） （6）保護者等の家計急変前の収入を証明する書類（注7） （7）保護者等の家計急変後の収入が住民税非課税世帯に相当することを証明する書類（注8） （8）扶養誓約書（様式第3号）（注5） ※扶養親族がいる場合 （9）口座振替申込書兼債権者登録（変更）票 ※7月2日以降の家計急変の場合

注1　申請者（保護者等）名義の口座を記入し、通帳の写しを貼り付けてください。

注2　保護者等及び申請対象の高校生等が記載された世帯全員の住民票（基準日以降に取得した、続柄が表示されているもの）を提出してください。なお、保護者等が単身赴任をしている場合、当該保護者等の住民票も必要です。

注3　基準日以降の日付のものを提出してください。なお、従来の「生活保護受給証明書」等により、生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が確認できる場合には、様式第４号の提出は不要です。その場合は、「生活保護受給証明書」等を提出ください。

注４　保護者等の全員について、個人番号（マイナンバー）が確認できる書類または非課税であることが証明できる書類のうちいずれか一つ（コピー可）を提出してください。
　無職無収入の同一生計配偶者の方は、個人番号では課税額を照会できないため、非課税であることを証明する書類の提出をお願いします。

【個人番号（マイナンバー）が確認できる書類】
・個人番号カード（裏面）の写し
・個人番号が記載された住民票
・個人番号通知カードの写し
※　個人番号通知カードの写しは、通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載事項に変更がない場合、または、デジタル手続法の施行日（令和２年５月 25 日）以前に通知カードの変更手続が完了している場合に限り、使用可能です。
【非課税であることが証明できる書類】※令和５年度（令和４年分）に係るもの
・課税（非課税）証明書
・特別徴収額の決定・変更通知書
・市町民税の納税通知書

※　県立学校において、就学支援金申請時に「個人番号カード（写）等貼付台紙」と併せて「個人番号利用目的同意書」を提出済の場合は、個人番号の確認できる書類を改めて提出する必要はありません。

注５　誓約書欄に必要事項を記入のうえ、申請書（様式第１号）に記入した扶養親族の健康保険証の写し（被保険者等記号・番号、保険者番号、ＱＲコードをマスキング（黒塗り）したもの）を貼り付けてください。

注６　離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業届出書、死亡診断書　等

注７　令和５年度（令和４年分）に係る課税証明書、特別徴収額の決定・変更通知書、市町民税の納税通知書　等

注８　会社作成の給与見込証明書、直近３か月の給与明細書、税理士又は公認会計士の作成した証明書類　等

学校徴収金との相殺について

　愛媛県内の学校に在学する者で、学校長が認めた場合は、保護者等が負担する授業料以外の教育費（学校徴収金）と給付金を相殺することも可能です。相殺を希望する場合は、申請書類と併せて、「委任状（様式第５号）」を提出してください。
　なお、委任状を提出した場合、給付金は学校徴収金に充てられるため、申請者（保護者等）の口座には振り込まれません。

６　その他

虚偽の申請等により、不正に給付金の支給を受けた場合は、給付金を返還し、加算金を納付することとなります。